

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和元年10月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ハイパーブックス長浜店 長浜市八幡中山町681番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 有限会社山内商事 長浜市港町2番32号 代表取締役 山内芳雄
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 118台
 - イ 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 30㎡
 - ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場①から④まで 10時から24時まで
駐車場⑤ 10時から22時まで
 - エ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 届出書の添付図面記載のとおり 5か所
 - (2) 変更後
 - ア 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 121台
 - イ 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 42㎡
 - ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場①および③ 10時から24時まで
駐車場⑤および⑥ 10時から22時まで
 - エ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 届出書の添付図面記載のとおり 4か所
- 4 変更年月日 令和2年5月10日予定
- 5 変更の理由 店舗運営計画変更のため
- 6 届出年月日 令和元年9月9日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地
 - (2) 縦覧期間 令和元年10月4日から令和2年2月4日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和2年2月4日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号